

## 基本政策IV 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全・安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたちが自ら事故や災害から身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保します。

また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）」の改正に伴う35人学級の実施や児童生徒の増加への対応を的確に行い、良好な教育環境を確保します。

### ○ 現状と課題 ○

昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害等が各地で起きています。そのような状況の中、子どもたちの自他の命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育を組織的に推進し、さらに、地域社会や家庭との連携をとりながら学校安全の推進を図ることが必要です。

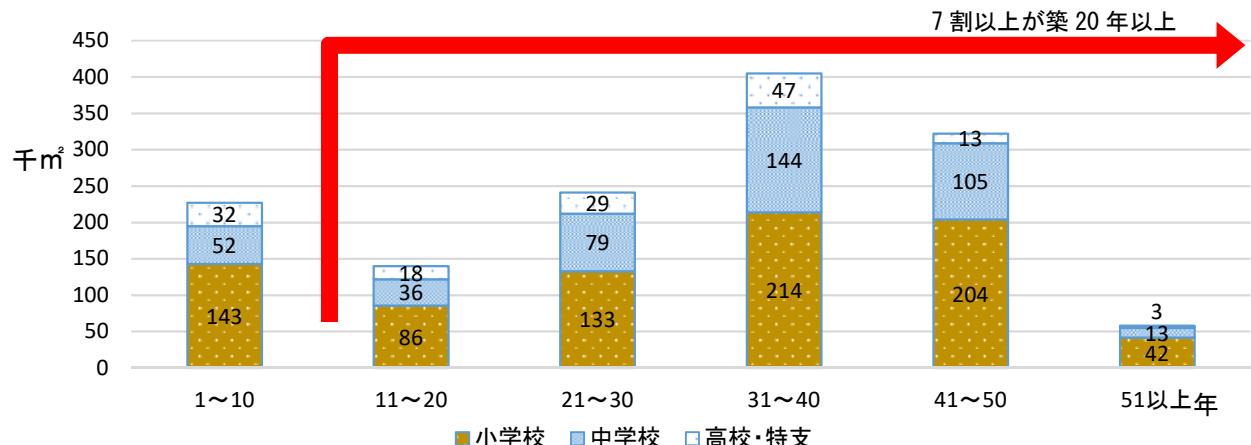
交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、自転車走行中や歩行中の事故が多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の充実を図ることはもとより、子どもが安心して登下校できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

学校施設については、本市が保有する施設全体の約7割が築年数20年以上を経過しており【図表10】、今後も引き続き、「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に予防保全を実施するとともに、再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら、長寿命化を進めていくことが必要です。あわせて、令和3（2021）年4月に改正された国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針\*」では、老朽化対策とともに、自然災害や感染症などから児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠であるとされているほか、バリアフリー法\*も改正されたところであり、これらに対応した取組が必要となっています。また、「川崎市地域防災計画\*」において、学校施設は避難所・地域防災拠点として指定されていることから、防災機能の強化を図っていく必要があります。

本市では、今後も大規模集合住宅の建設等により児童生徒数の増加が見込まれる

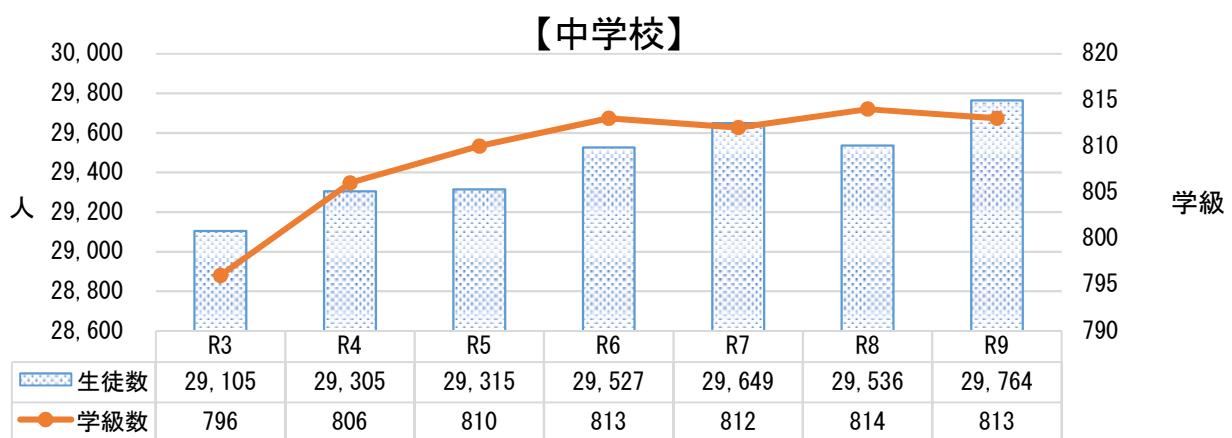
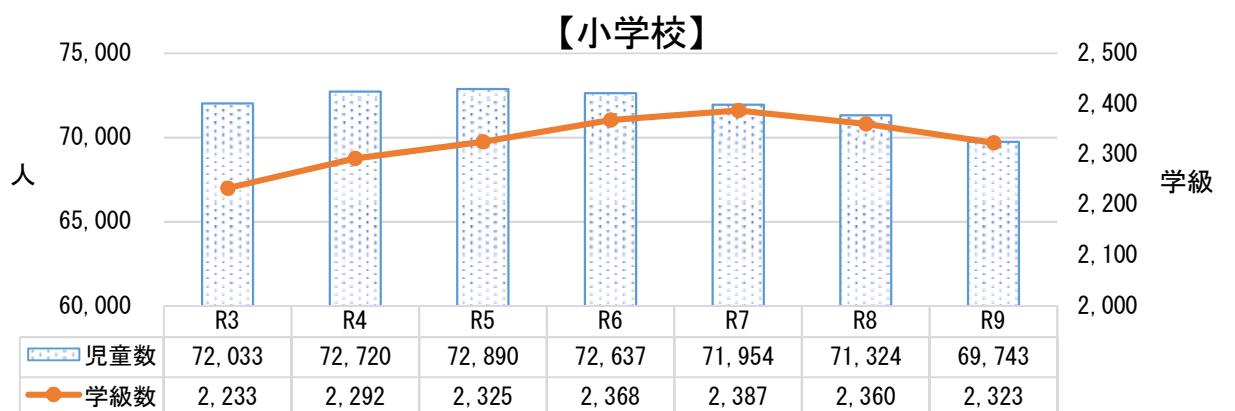
【図表11】地域があるほか、「義務標準法」の改正に伴い小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられることを踏まえ、必要な教室数を確保し、良好な教育環境を維持することが求められています。

図表10 建築後経過年数別保有面積(令和3(2021)年度時点)



資料：川崎市教育委員会調べ

図表11 児童、生徒数・学級数長期推計



資料：川崎市教育委員会調べ

## ○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

## ○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
トイレ快適化整備校数（小・中・高・特別支援学校）	トイレを快適化した校数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	99校 (R2)	123校 以上	175校 (R4)
エレベータ設置校数の割合（小・中・高・特別支援学校）	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.3% (R2)	86.2% 以上	98.3% 以上
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	築年数20年以下(平成25(2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設／全学校施設 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.9% (R2)	50.0% 以上	80.0% 以上
児童生徒の登下校中の事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間平均) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	35.6件 (R2)	25件 以下	23件 以下

## 施策 1. 安全教育の推進

---

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等をおこして、子どもたちの防災意識を高めます。

- ・関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導を推進します。
- ・生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- ・近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあります、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- ・地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるほか、関係機関と連携した防犯パトロールの充実を図るための取組も進めるなど、地域と連携しながら子どもの安全を確保する対応を図ります。
- ・これまで取組を進めてきた地震への対策に加え、毎年各地で発生している大規模な風水害の発生に備える必要性が高まっていることから、学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じて啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。

事務事業名	現状		事業内容・目標					
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	年度以降	
<b>学校安全推進事業</b>  スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名</li> <li>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所 (R3.12月末時点)</li> <li>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路安全対策会議の開催</li> <li>○会議の開催</li> <li>○危険か所の改善</li> <li>○危険か所の改善に向けた取組の実施</li> </ul> </li> <li>●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校防災教育研究推進校の指定</li> <li>○各学校における防災教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災学習テキストの配布と防災教育の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	事業推進

## 施策 2. 安心・快適な教育環境の整備

---

「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。

また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- ・「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- ・校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。
- ・老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、あわせて直結給水化\*を実施することで、子どもたちにより安全でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- ・障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和 2 (2020) 年度末までに 158 校にエレベータ設置が完了しており、引き続き、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化の取組を推進します。
- ・子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修については、令和 2 (2020) 年度末までに 99 校で完了しており、令和 4 (2022) 年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。
- ・平成 20 (2008) 年度及び 21 (2009) 年度に小・中学校等の普通教室へ一斉に整備した空調設備は、設置から 10 年以上が経過し、劣化の進行が懸念されることから、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」も踏まえながら、複数年にわたる段階的な更新の手法について検討を進めます。
- ・東日本大震災の被害状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材\*の耐震化など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。



## 【学校プールの効率的な運用整備について】

子どもたちの泳力向上、水の危険から身を守る運動の習得には、あらゆる児童生徒に対応した専門的かつ効果的な水泳指導が求められている一方で、授業の実施にあたっては、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、子どもたちの安全確保を徹底する必要があるなど、教職員にとって大きな負担となっています。

また、近年では、猛暑や台風、ゲリラ豪雨等により、十分な授業時間を確保できないケースが増えているほか、プール施設の老朽化に伴い、多大な更新費用が生じることが見込まれるなど、さまざまな課題があります。

こうした課題に対応するため、今後、学校プールの新設・更新等のニーズが生じた学校については、原則として、近隣の市民プールや民間プールまたは近接校のプールの活用を検討することとし、民間事業者のきめ細かな専門的指導による子どもたちの泳力向上、プール施設整備費用の削減、教職員の働き方改革などにつながる取組を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
<b>学校施設長期保全計画 推進事業</b>							
既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	●「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 体育館の工事：2校	校舎の工事：17校 体育館の工事：4校	校舎の工事：17校 体育館の工事：13校	校舎の工事：23校 体育館の工事：16校	校舎の工事：28校 体育館の工事：16校	⇒ 事業推進	
	●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討	・方針に基づく設計・工事の推進				⇒ 事業推進	
<b>学校施設環境改善事業</b>							
教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	●既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校	完了校数：169校	完了校数：170校	完了校数：171校	完了校数：172校	⇒ 全校完了(予定) R9(2027)	
		・老朽化したエレベーターの長寿命化に向けた改修の推進				⇒ 事業推進	
	●学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校	全校完了（予定）					
	●普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討	・更新方針の検討、調査	・更新方針の決定	・計画的な空調設備の更新		⇒ 事業推進	
	●学校施設の防災機能の強化 ・非常用電源としての蓄電池の整備 全校完了						
	・非構造部材の耐震化の推進 ・窓ガラス飛散防止フィルムの整備	・非構造部材の耐震対策の推進				⇒ 事業推進	
	・学校施設の防災機能の適正な維持 ・非常用発電機等の維持管理	継続実施				⇒ 事業推進	
<b>学校施設維持管理事業</b>							
学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施	継続実施				⇒ 事業推進	
	●効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査	継続実施				⇒ 事業推進	
	●学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後あり方の検討と方針決定	・方針に基づいた取組の推進				⇒ 事業推進	

### 施策3. 児童生徒数・学級数増加への対応

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、義務標準法の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室<sup>\*</sup>等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の見直し、学校の新設等を計画的に行います。

- ・子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施します。
- ・大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7（2025）年4月の開校をめざし、小学校新設に向けた取組を進めます。



#### 【義務標準法の改正について】

##### 1 趣旨

Society5.0 時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるこことされました。

##### 2 概要

###### (1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる。

###### (2)少人数学級<sup>\*</sup>の計画的な整備

令和7（2025）年3月31日までに、学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
学年	小3	小4	小5	小6

※計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応する。

※本市では第1、2学年は35人の学級編制を実施済み

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
児童生徒数・学級数増加 対策事業	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施 ・調査・検討の実施 ●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ・大師周辺地区等における通学区域の見直し ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・基本設計 ・実施設計 ・新築工事 ・新築工事・完成 ・開校 ●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事 (完成) ・井田中 増築工事着工 ・井田中 増築工事 (完成) ・坂戸小、新作小 南百合丘小 增築工事 着工 ・坂戸小、新作小、南百合丘小 増築工事 (完成) ・宮前平中 増築工事 着工 ・宮前平中 増築工事 (完成) ・児童生徒数の将来 推計値に基づく増築等 の実施 ・鳩沼小整備方針の 検討と方針に基づく取 組の推進	継続実施					事業推進

## 基本政策V 学校の教育力を強化する

学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進めるとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

### ○ 現状と課題 ○

教員は、学校において学習指導や児童生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増大する中で、新学習指導要領の確実な実施やGIGAスクール構想の推進など新たな取組にも対応する必要があります。

複雑化・多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。また、平成29(2017)年4月に実施された県費負担教職員の市費移管\*を契機に、本市の実情に即した学校運営ができるよう、教職員定数の充実などを推進するとともに、長時間勤務【図表12】が課題となっている教職員の負担軽減と、教職員が心身共に健康を維持し、誇りや情熱を持って業務を遂行できる職場づくりに向けて、平成31(2019)年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の業務の見直し等を進めていますが、新型コロナウイルス感染症対策等の新たな要因も生じてきていることから、十分な効果を生み出すためには、引き続き取組の推進が必要です。

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域が共有し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が家庭や地域の人々と連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

また、学校の教育活動について意見を交換する学校教育推進会議から、学校運営やその運営に必要な支援について協議する学校運営協議会へと移行・展開していくことで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。

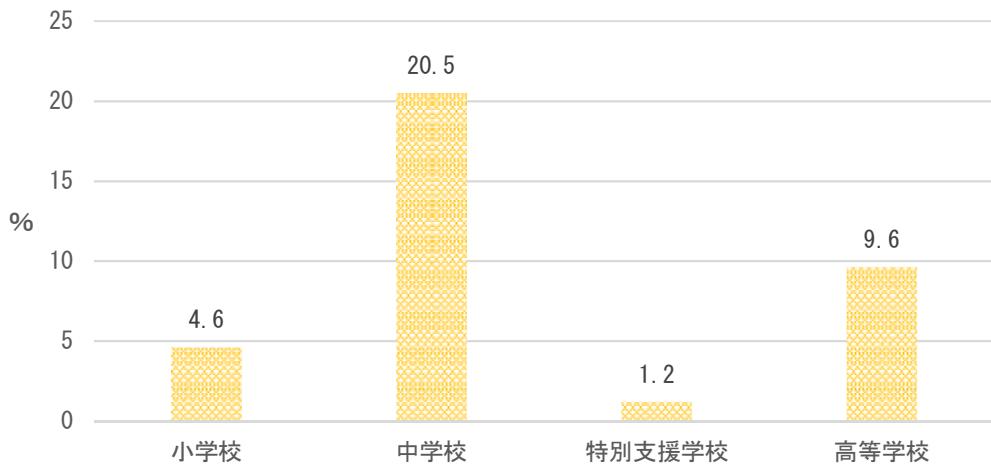
これまでの取組を通じて、地域の教育資源や人材を活用している学校の割合や課題を全教職員の間で共有している学校の割合、また教職員が研修に参加して学校教育活

動に反映させている学校の割合は年々増加しており、学校の教育力を着実に向上するよう取組を進めています。また、各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当がその配置の特性を活かして地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進し、各学校を丁寧に支援することで、学校の教育力を高めていくことにつなげています。

一方、教員の在職年数については、10年以下の教員が半数を占めており【図表13】、経験の浅い教職員に対しては授業や学級経営等を重点とした研修、学校を支えるミドルリーダーとなる教職員に対してはマネジメント等を重点とした研修を行うなど、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努める必要があります。同時に、新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の確実な実施に向けて、授業力向上やGIGA端末の活用に関する研修の実施など、時代の変化に応じて必要とされる教職員の資質・能力を育成していく必要があります。

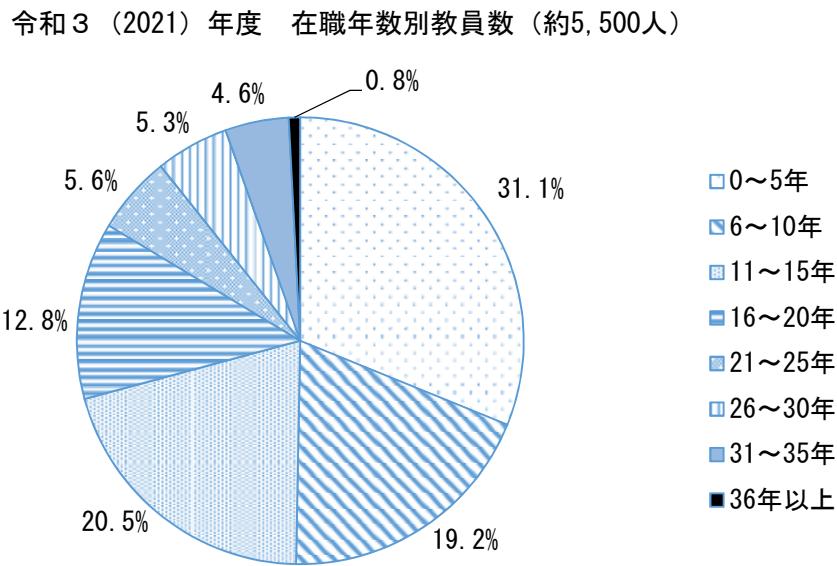
そして、絶えず変化する社会と学校に求められる役割を的確に捉え、教職員の資質・能力の向上が図られるよう学校組織マネジメントを行い、研修推進体制を整備していくことが求められています。

図表12 1か月当たりの時間外在校等時間80時間を超える  
教職員の割合（令和2（2020）年度・年間平均）

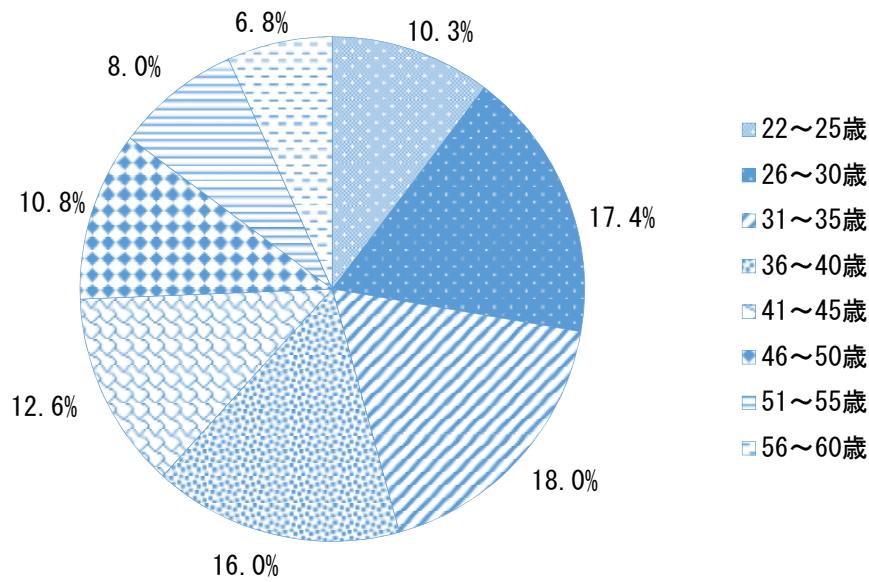


資料：川崎市教育委員会調べ

図表 13 在職年数別・年齢別教員数



令和3（2021）年度 年齢別教員数（約5,500人）



資料：川崎市教育委員会調べ



## 【教職員の働き方・仕事の進め方改革】

全国的な課題である教員の長時間勤務を是正し、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにするために、さまざまな取組を推進しています。

授業や学級経営、児童生徒指導等、教員の専門性が求められる本来的な業務に一層注力できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務について、役割分担・適正化や人員体制の確保を行っています（学校給食費の公会計化、教職員事務支援員・部活動指導員の配置等）。

また、教員自身がワーク・ライフ・バランスを大切にしながら、心身ともに健全な状態でゆとりをもって子どもたちと向き合えるよう、勤務時間や働き方に関する意識改革を推進しています（働き方・仕事の進め方に関する研修や学校閉庁日の実施、部活動指導に係る方針の徹底等）。

今後も、教職員の負担軽減策と意識改革に取り組み、学校教育の充実を図っていきます。



教職員事務支援員活用事例集

## ○ 政策目標 ○

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

## ○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり	学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている 【出典：全国学力・学習状況調査】	92.7% (H29)	96.0% 以上	-*
保護者や地域が学校運営に参加している割合 【第3期から設定】	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に「よく参加している」と回答した学校の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小 44.3% 中 24.5% (R3)	-	小 64.6% 中 38.2%
学校の組織・チーム力	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している 【出典：全国学力・学習状況調査】	96.5% (R1)	100%	-**
教職員の資質向上	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている 【出典：全国学力・学習状況調査】	90.3% (R3)	98.0% 以上	98.0% 以上
地域とのつながり	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 45.0% 中3 31.2% (R3)	小6 57.5% 中3 33.0% 以上	小6 60.0% 中3 40.0% 以上
学校への好感度	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 93.0% 中2 91.1% (R2)	小5 94.0% 中2 90.0% 以上	小5 94.0% 中2 93.0% 以上
家庭での学習状況 【第3期から設定】	「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 72.4% 中3 63.4% (R3)	-	小6 73.0% 中3 51.5% 以上

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
学校における総合健康リスクの平均値 【第3期から設定】	ストレスチェックの集団分析結果における、「総合健康リスク」の市立学校全体の平均値（全国平均を100とした場合の割合） 【出典：川崎市教育委員会調べ】	92.6 (R3)	-	80.0 以下

\* 平成30（2018）年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値（R7(2025)）は設定していません。

\*\* 令和元（2019）年度以降の出典元の調査において設問がないため、目標値（R7(2025)）は設定していません。

## 施策 1. 学校運営体制の再構築

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

- 外部の専門的知見を活用した学校の業務改善の支援や、GIGA スクール構想により整備された1人1台端末などICTを活用した働き方改革の取組を推進するとともに、教職員の働き方・仕事の進め方に関する意識を高めていきます。
- 教育課題に対応した教職員配置に加え、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員、外国語指導助手など外部の専門スタッフを効果的に配置することで、チーム体制を構築するとともに、学校の組織力を充実させていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
<b>学校業務マネジメント支援事業</b>  「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校運営体制の再構築に向けた取組<ul style="list-style-type: none"><li>・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組の推進</li><li>・第2次方針の策定<ul style="list-style-type: none"><li>・方針に基づく取組の実施・進捗管理</li></ul></li></ul></li><li>○国の動向を踏まえた教職員勤務実態調査の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・調査実施</li><li>・調査結果を踏まえた取組の推進</li></ul></li><li>○学校における業務改善の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・学校における業務改善に向けた取組の支援</li><li>・継続実施</li></ul></li><li><b>●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進</b><ul style="list-style-type: none"><li>○教職員事務支援員（又は障害者就業員）の効果的な配置<ul style="list-style-type: none"><li>配置：全小・中学校</li><li>・継続実施</li></ul></li><li>○部活動指導員の複数配置の推進<ul style="list-style-type: none"><li>配置：52名（全中学校）</li><li>・複数配置の推進：55名</li><li>・複数配置の推進：66名</li><li>・複数配置の推進：81名</li><li>・複数配置の推進：104名</li></ul></li><li>○休日の部活動の地域移行に向けた取組の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・東高津中における実践研究の実施</li><li>・国・の動向を踏まえた取組の検討・実施</li></ul></li><li><b>●学校の円滑な運営に資する支援の実施</b><ul style="list-style-type: none"><li>・法律相談弁護士の配置による学校法律相談の実施</li><li>・継続実施</li></ul></li></ul></li></ul>					事業推進

## 施策2. 学校運営の自主性、自律性の向上

---

「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営協議会の拡充、学校評価\*の実施、夢教育21推進事業\*等の学校予算の自律性の確保を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- ・学校教育推進会議から学校運営協議会へと移行・展開することにより、地域住民が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。
- ・小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へスムーズに移行できるよう、小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。
- ・各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。
- ・学校の抱えるさまざまな課題に組織的に対応できるよう、区・教育担当を中心にきめ細かに学校を支援することにより、困難を抱える子どもの小さなSOSも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ・各学校が運営計画に沿って学校運営費を効率的・効果的に執行できるよう、予算調整制度を活用し、学校の自律的かつ円滑な運営を支援します。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
<b>地域等による学校運営への参加促進事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざしました</li> <li>●学校運営の推進</li> <li>・各校の取組推進</li> <li>・各校の実情に合わせた取組の推進</li> </ul>						事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充</li> <li>学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）：28校</li> <li>コミュニティ・スクールの拡充：56校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールの拡充：96校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールの拡充：136校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールの拡充：全校</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発</li> <li>○コミュニティ・スクール連絡会の開催</li> <li>・年1回の実施</li> <li>○取組成果をまとめたリーフレットの作成・配布</li> <li>・リーフレットの作成・配布</li> </ul>	継続実施					
<b>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進</li> <li>・「夢教育21推進事業」の実施</li> </ul>	継続実施					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</li> <li>・学校評価の実施</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援</li> <li>・学校教育ボランティアの配置</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進</li> <li>・小中連携教育の実施</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区における教育支援の推進</li> <li>○学校運営全般に対する支援</li> <li>・支援の実施</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援</li> <li>・連携した取組の実施</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各区の「要保護児童対策地域協議会・実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進</li> <li>・地域諸団体・機関との連携による子どもの支援</li> </ul>	継続実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校運営費の効率的・効果的な執行</li> <li>・各校の特色に応じた予算調整の実施</li> </ul>	継続実施					

### 施策3．教職員の資質・能力向上

---

教職員の採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等のさらなる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた多様で優秀な人材の確保を進めます。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージに応じた研修や校内研修など、さまざまな研修機会を活用して、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、「学校における働き方・仕事の進め方改革の推進」に向け、きめ細かな指導体制を整備するとともに、より一層本市の教育課題に対応した効果的な教職員配置ができるよう取組を進めます。
- ・教職員同士の学び合いを促進し、日常的な授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めます。
- ・「令和の日本型教育」を担う、高い資質・能力を備えた教職員を確保するため、国の教職員の育成・採用・研修等のあり方の検討を注視しながら、既存の取組について必要な改善を行っていきます。
- ・首都圏をはじめ地方都市における採用説明会の実施に加え、オンライン説明会を開催するなど、あらゆる機会を通じて幅広く人材を募集するとともに、ホームページでのデジタルコンテンツの充実やSNS等多様な広報手段を用いて、本市の教職員として働く魅力を発信していきます。また、特別選考区分<sup>\*</sup>の実施や大学推薦制度の活用により、より多様で優秀な人材の積極的な確保を図ります。
- ・平成29（2017）年4月に改正された教育公務員特例法の規定に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用して策定した、教員の資質向上に関する指標などに基づいて再構築した研修体系により、教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージに応じた研修を実施し、教職員の資質や能力の向上を図るとともに、学校を支えるミドルリーダーの育成に取り組みます。また、新たな教育課題に対応した教員育成指標<sup>\*</sup>の見直しに取り組みます。



## 【小学校における教科担任制について】

文部科学省では、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、専科指導教員の計画的な配置充実を図り、令和4（2022）年度から小学校高学年における教科担任制を推進することとしています。

本市においても、専科指導は、質の高い授業や、学級担任の負担軽減、児童理解の促進などにつながる取組であると考えており、中学校教員の小学校への異動など、教科指導の専門性の高い教員の確保を図りながら、国の加配定数等の活用により、小学校高学年の教科担任制の推進に向けた専科指導教員の計画的な配置に取り組みます。

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
<b>教職員研修事業</b>  子どもたちと共に学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員やミドルリーダーとなる中堅職員の資質・能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"><li>●教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施<ul style="list-style-type: none"><li>◦育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・各種研修の実施</li></ul></li><li>◦学び続けることができる教職員の育成をめざした取組の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・校内OJTの活性化を</li><li>・検討結果に基づく取組の推進</li></ul></li><li>◦GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン研修等の推進</li><li>・R3の取組結果を踏まえた事業推進</li></ul></li><li>◦優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生*」の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施</li></ul></li></ul></li></ul>					事業推進
<b>教職員の選考・人事業務</b>  施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"><li>●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施<ul style="list-style-type: none"><li>◦定数算定等の実施</li></ul></li><li>●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進<ul style="list-style-type: none"><li>◦適正な教職員配置の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な教職員配置</li></ul></li><li>◦公正で適正な教員採用試験の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・試験実施</li><li>・次年度に向けた試験内容・実施方法の検討</li></ul></li><li>◦代替教職員の確保に向けた取組の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・広報活動の充実</li><li>・登録手続きの利便性向上に向けた検討</li></ul></li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦定数算定等の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦適正な教職員配置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦公正で適正な教員採用試験の実施</li><li>◦次年度に向けた試験内容・実施方法の検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦代替教職員の確保に向けた取組の推進</li><li>◦広報活動の充実</li><li>◦登録手続きの利便性向上に向けた検討</li></ul>	事業推進
<b>教育研究団体補助事業</b>  校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"><li>●各団体の支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◦各団体の支援</li></ul>				事業推進

## 基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人ととのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めています。

### ○ 現状と課題 ○

核家族化の進行【図表13】や、働き方の多様化、地域のつながりの変化等により、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることを踏まえ、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図るしくみづくりが必要となっています。

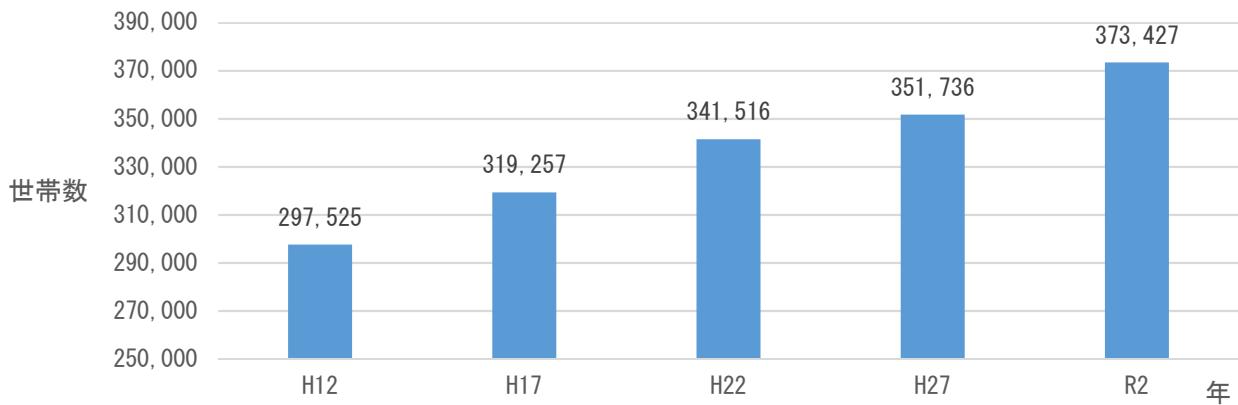
身近な学びの施設である市民館等では、家庭教育に関する学級・講座の開催をはじめ、PTA等が開催している家庭教育事業の支援、企業等との連携による家庭教育事業などを実施しており、今後も地域において家庭教育を支援する取組が求められています。

本市では、子どもが18歳未満の世帯に占める共働き世帯の割合が51.4%となっています【図表14】。全国的にも共働き世帯は年々増加傾向にあるとともに、核家族世帯も増加しており、今後、家庭の教育を支える地域の力がますます重要になってきます。また、子どもたちが地域で安全・安心に育つことができるよう、子どもと地域のつながりを拡充していくことが重要です。

学校・家庭・地域の連携の取組を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7行政区51中学校区に地域教育会議\*が設置されています。地域住民の主体的な参加のもと、行政・学校との協働によって運営され、教育について、子どもを含めて地域全体で学び合うための活動が進められています。令和2(2020)年度から、中学校区地域教育会議を国が示す「地域学校協働本部\*」の役割を持つ組織と位置づけ、地域教育コーディネーター\*の設置に取り組んでおり、今後、より幅広い構成員によるネットワーク化を進めながら、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていくことで、地域の教育力の向上をめざします。

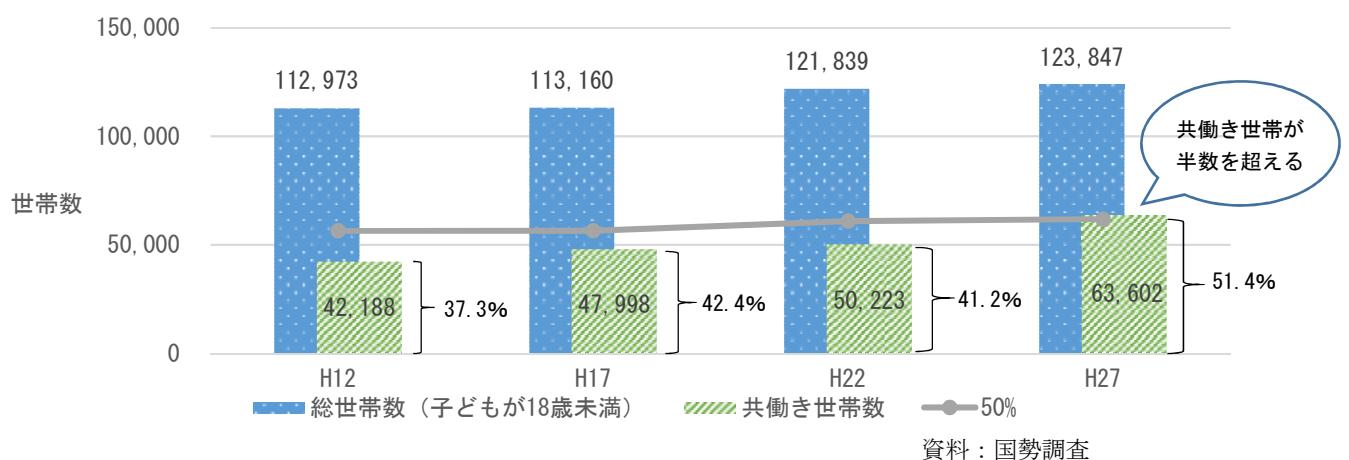
また、平成26(2014)年度から取組を進めている「地域の寺子屋事業」は、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代がつながり、学び合う生涯学習の場として定着してきており、今後、さらに取組を広げ継続していくために、地域人材や団体を育成していくことが求められています。

図表13 核家族世帯の推移（市）

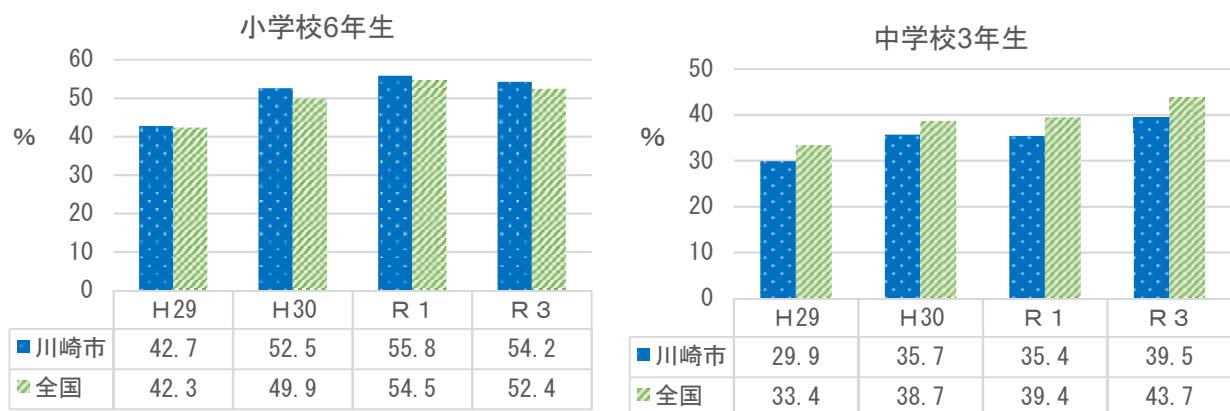


資料：国勢調査

図表14 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯の推移と割合（市）



図表15 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」、「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合



\*令和2（2020）年度については、全国学力・学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

資料：全国学力・学習状況調査

## ○ 政策目標 ○

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

## ○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
家庭教育関連事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数 【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】	5,920人 (R2)	23,500人 以上	23,500人 以上
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合 【出典：家庭教育事業参加者アンケート】	83.8% (R2)	92.5% 以上	93.0% 以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	71回 (R2)	175回 以上	175回 以上
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	97.6% (R2)	92.0% 以上	93.0% 以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教員以外の地域の大人と話すことができた割合 【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】	94.5% (R2)	92.0% 以上	95.0% 以上

## 施策 1. 家庭教育支援の充実

近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ・教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- ・子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- ・「家庭教育推進連絡会\*」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- ・家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
<b>家庭教育支援事業</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。</div>	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施（全区）<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭・地域教育学級等の実施</li></ul></li></ul></li><li>●PTAによる家庭教育学級開催の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・小中学校等のPTAによる家庭教育学級開催に向けた助言や講師派遣等の実施</li></ul></li><li>●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・全市・各区で実施</li></ul></li><li>●企業や地域団体等と連携した取組の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・企業等と連携した家庭教育講座の開催</li></ul></li><li>●オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・ICTの活用や出張講座の検討</li><li>・ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援</li></ul></li></ul>						事業推進

## 施策2. 地域における教育活動の推進

---

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- ・多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議\*」を開催するなど、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進めます。
- ・中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- ・中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- ・子ども会議\*や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- ・「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。



## 【地域の寺子屋事業について】

地域の寺子屋は、①地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートするしくみづくり ②シニア世代をはじめとする地域の様々な方の知識と経験を活かした、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくり③子どもたちに豊かな学びや体験の機会を提供することによる学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を目指して、平成 26（2014）年度にスタートした事業で、教育委員会が委託した地域の団体が、学校施設などを活用しながら週に1回の学習支援と月に1回の体験活動を実施しています。

小学校の学習支援は、放課後に図書室や特別活動室などで実施しており、宿題やプリントに取り組むとともに、時には、お楽しみ学習として将棋やカルタ、工作などを行ったりしています。

中学校の学習支援は、放課後に学校で実施する場合や、部活動終了後の夜間に町内会館やこども文化センターなどで実施する場合があります。

体験活動では、土曜日等の学校休業日に校庭や体育館、地域の施設などを使って、科学、理科、音楽、伝統文化、スポーツなどのさまざまな活動を実施しています。

地域の寺子屋は、子どもたちの学習意欲を培う場であり、地域の大人や異なるクラス・学年の子どもとの交流を通じて、人と関わる力を養う場ともなっています。



体験活動の様子

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降	
<b>地域における教育活動の推進事業</b>							
地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>開催数：年3回</li> <li>・推進会議の開催</li> </ul> </li> <li>○地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター養成</li> <li>・継続実施</li> </ul> </li> <li>講座の開催</li> <li>設置：6中学校区（R3.12時点）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況に応じて全中学校へ順次拡充</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充</li> </ul> </li> <li>・子ども集会における市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議との連携</li> </ul> </li> <li>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>R2参加者数：1,764人</li> <li>・継続実施</li> </ul> </li> </ul>						事業推進
<b>地域の寺子屋事業</b>							
地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置か所数：74か所（R4.1時点）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置か所数：93か所</li> <li>・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充</li> </ul> </li> <li>・全小・中学校への設置完了</li> </ul> </li> <li>●養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域人材の寺子屋への参加促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>R2寺子屋の運営に参画した人材：938人                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○人材確保に向けた広報の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保に向けた広報の充実</li> <li>・継続実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>○開催：年1回               <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムの開催</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置か所数：4か所               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況を踏まえた取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>						事業推進

## 基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めています。

### ○ 現状と課題 ○

超高齢社会の到来や人口減少、働き方やライフスタイルの多様化、デジタル化やインターネットによる情報化社会の進展、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化しています。地域の身近な生涯学習施設である市民館・図書館においても、こうした変化に的確に対応していくとともに、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を通じ、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めるため、人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現に向けた「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3（2021）年3月に策定しました。

身近な学びの施設である市民館・図書館では、市民の自主的・主体的な学びを支援するための学習の場の提供や情報の提供等に取り組んできましたが、今後は「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしながら、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館をめざした取組を進めていく必要があります。

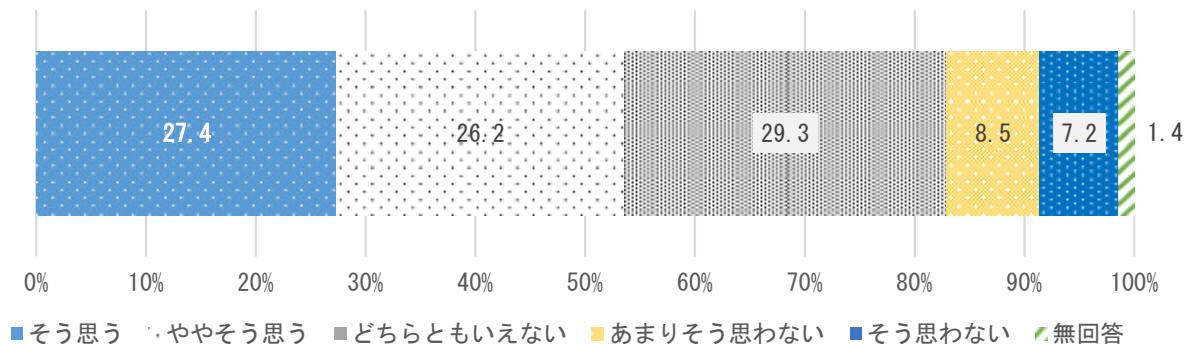
今後の市民館では、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりを進めるとともに、より多様で複雑化する地域課題を、市民とともに乗り越え、解決していくための学習機会の提供や、社会教育関係団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりを通した人づくり、つながりづくりの取組を進めるなど、地域の社会教育の推進が求められています。

また、今後の図書館には、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、多様な図書・資料を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるような環境づくりを進めるとともに、ICTの積極的な活用や多様なニーズに対応する図書サービスや新たな学びのきっかけにつながる取組を推進するなど、図書館事業の充実が求められています。

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、老朽化等が課題となっており、今後、地域における市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、一層の利用環境の向上を図る必要があります。

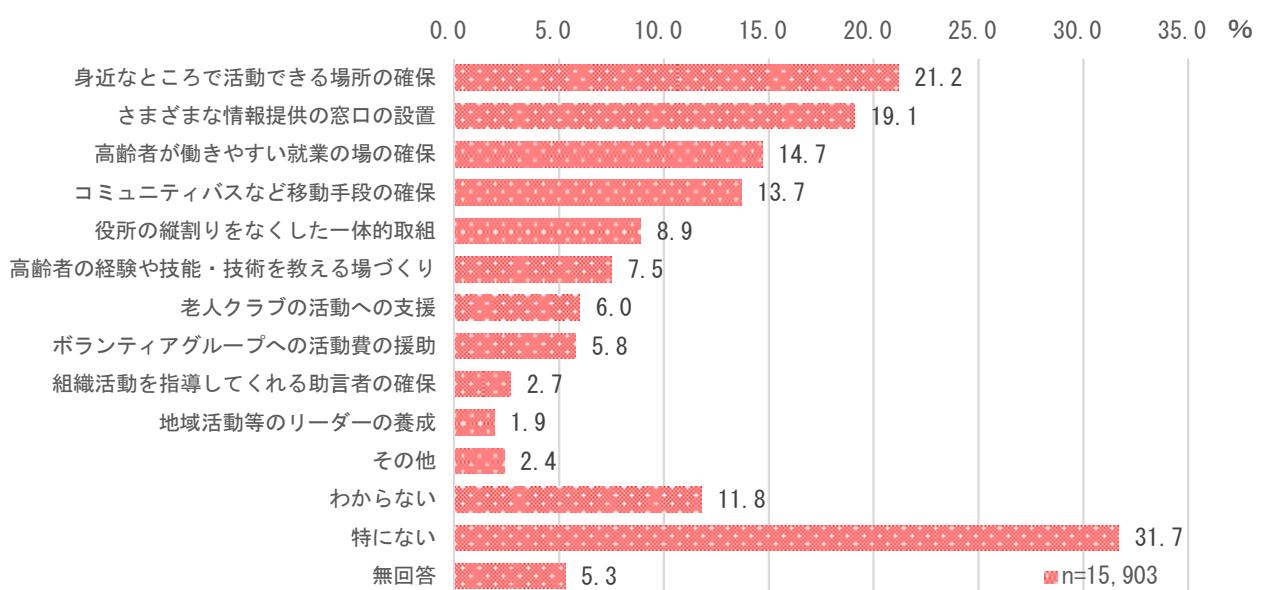
また、市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室等を開放して生涯学習活動を推進しており、今後も地域の身近な生涯学習の場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが求められています。

図表16 あなたは、自分の知識や技術を、地域や社会に活かしたいと思いますか



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査（令和元（2019）年度）

図表17 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか  
(あてはまるもの3つまで回答可)



資料：川崎市高齢者実態調査報告書(令和元（2019）年度)

## ○ 政策目標 ○

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

## ○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R 3 (2021))	目標値 (R 7 (2025))
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）に参加した人の数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	1.3万人 (R2)	9.1万人 以上	9.2万人 以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 【出典：事業参加者アンケート】	46.6% (R2)	70.5% 以上	72.0% 以上
教育文化会館・市民館・分館施設利用率 【第3期から設定】	利用実績のある部屋数（コマ）÷利用可能部屋数（コマ） 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.8% (R2)	-	57.7% 以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標 【出典：川崎市教育委員会調べ】	88万タイトル (R2)	87万タイトル 以上	93万タイトル 以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館(管閲覧所を除く)の入口に設置している図書無断持出防止装置(BDS)による入館者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	226.4万人 (R2)	437万人 以上	439万人 以上
図書館における個人への貸し出し冊数 【第3期から設定】	市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	548万冊 (R2)	-	600万冊 以上
学校施設開放の利用者数 【第3期から設定】	市立学校で実施している施設開放事業の利用者数（体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計） 【出典：川崎市教育委員会調べ】	144.7万人 (R2)	-	268.1万人 以上

## 施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実

---

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めています。

- ・社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。
- ・市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、自らが学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ・ＩＣＴを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- ・市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ・ＩＣＴの活用によるサービス、自動車文庫\*や返却ボックス\*など図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築\*に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度	年度以降
<b>社会教育振興事業</b>  教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が集う利用しやすい環境づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦市民が気軽に集える居場所となるような施設利用促進のための取組の推進</li> <li>◦オープンスペースの活用や地域情報・地域団体活動などの展示</li> <li>◦教養室を活用した事業の実施</li> </ul> </li>   <li>◦あらゆる世代に向けた魅力ある事業の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ライフステージに応じた多様な講座や働く世代が参加しやすい講座の実施</li> </ul> </li>   <li>◦戦略的な広報の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦多様な広報媒体を活用した情報発信の充実に向けた検討</li> </ul> </li>   <li>●多様な市民ニーズに対応した学びの支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦身近な場所での学びの場づくりの推進</li> <li>◦出張型の学級講座の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦出張型・派遣型講座の実施など身近な地域に立脚した取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li>   <li>◦まちの資源を活かした取組の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦地域をフィールドにした事業の実施</li> </ul> </li>   <li>◦ICTを活用した新たな手法による取組の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦動画配信やオンライン講座等の実施</li> </ul> </li>   <li>●多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>◦地域人材の活用に向けた取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦市民講師やボランティアの養成と活用</li> </ul> </li> <li>◦地域団体の育成や交流に向けた取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦サークル祭や生涯学習推進会議の開催等、団体相互の交流の場づくり</li> </ul> </li> <li>◦多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦市民館運営や事業企画への市民や団体の参画</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦施設利用促進に向けた取組の充実</li> </ul>					事業推進

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度	年度以降
<b>図書館運営事業</b>  市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館利用促進のための取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・所蔵図書、資料の紹介資料の作成、啓発</li> <li>・利用者目線で本を紹介する取組の実施</li> </ul> </li> <li>○本を通じた支援や交流の場づくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書普及に向けたイベント等の実施</li> </ul> </li> <li>○戦略的な図書館広報の取組の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館だより等を活用した広報の実施</li> <li>・図書館利用に関するリーフレットや動画配信等、多様な広報の実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●多様な利用ニーズに対応した読書支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>○来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>返却ボックスの設置： 市内8か所</li> <li>・学校や福祉施設など他施設と連携した各サービスの充実</li> </ul> </li> <li>○多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域団体、ボランティア団体と連携した取組の実施</li> <li>・多様な主体と連携した取組の推進</li> </ul> </li> <li>○ICT活用による事業・取組の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期図書館システムの検討                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期システムの構築</li> </ul> </li> <li>・デジタルコンテンツ導入や地域資料のデジタル化に向けた検討</li> <li>・検討結果に基づく取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●地域や市民に役立つ図書館づくりの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館ボランティアの育成・支援の取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア養成研修、交流会の実施</li> <li>・ボランティアの育成・支援と地域団体との連携</li> </ul> </li> <li>○他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等と連携した展示等の実施</li> <li>・多様な主体と連携した展示や地域での事業実施</li> </ul> </li> <li>○多様なニーズに応える図書館サービスの充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の充実と蔵書構築の考え方の整理</li> <li>・資料の充実と、地域資料や課題解決等に役立つ資料の収集・提供</li> </ul> </li> <li>・効率的な図書館運営に向けた図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業推進</li> </ul>					

## 施策2. 生涯学習環境の整備

---

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していく体制づくりを進めます。

- ・市立学校の校庭や体育館、特別教室等を開放するとともに、多様な主体と連携・協働しながら、より一層の学校施設活用を検討するなど、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- ・子どもが安全に遊ぶことができる場所や、地域が気軽に利用できる身近な場所として、学校の校庭を利用しやすくするしくみづくりを関係局と連携しながら、取組を進めています。
- ・関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- ・労働会館・教育文化会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めています。
- ・宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めています。
- ・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していくため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。
- ・公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。



## 【教育文化会館の再編整備について】

川崎区における市民館機能を有する教育文化会館は、老朽化が進んでおり、令和5（2023）・6（2024）年度に現在の川崎市立労働会館施設の大規模な改修を行い、その機能を労働会館へ移転し、再編整備を進める予定です。

再編整備後の新施設では、これまで実施してきたワークショップ等における市民意見を踏まえ、それぞれの施設で行ってきた事業を継続し、さらなる活性化を図るとともに、同一建物内に設置されていることのメリットを活かした効果的な運営を行っていきます。このため、令和5（2023）年度に事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を「管理運営計画」として取りまとめ、令和6（2024）年度の供用開始に向けた取組を進めています。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降	
<b>生涯学習施設の環境整備事業</b>							
市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な地域における活動の場としての学校施設（校庭、体育館、特別教室等）の更なる活用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校庭、体育館、特別教室等の開放               <ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭、体育館、特別教室等の開放</li> </ul> </li> <li>○ 特別教室の更なる活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区 1校でのモデル実施への着手と利用拡大に向けた取組の推進</li> <li>・各区 1校でのモデル実施</li> </ul> </li> <li>・実施校の拡充                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアリング事業導入</li> </ul> </li> <li>・実施校の拡充</li> </ul> </li> <li>○ 子どもたちのニーズに対応した校庭開放のしくみづくり「みんなの校庭プロジェクト」の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト推進体制の構築                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトによる庁内横断での取組の推進</li> </ul> </li> <li>・平日の校庭開放の推進に向けたモデル実施校の選定                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区 1校でのモデル実施</li> </ul> </li> <li>・休日の校庭開放の推進に向けた先行的な取組の実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区におけるモデル事業の実施</li> </ul> </li> <li>・全小学校での取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 老朽化した社会教育施設等の環境整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の老朽化対策に向けた状況把握と把握結果に基づく取組の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・八ヶ岳少年自然の家改修等に向けた取組</li> <li>・幸市民館・図書館の調査</li> <li>・維持補修及び特定天井対策</li> </ul> </li> <li>・八ヶ岳少年自然の家の改修等に向けた取組</li> <li>・幸市民館・図書館の調査</li> <li>・維持補修及び特定天井対策</li> </ul> </li> <li>● 教育文化会館の労働会館との再編整備の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計の完了</li> </ul> </li> <li>・複合化に向けた工事の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館除去に向けた取組</li> </ul> </li> <li>・複合化に向けた工事の完了・供用開始</li> </ul> </li> <li>● 管理運営計画の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営計画の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営計画の策定と計画に基づく取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本・実施設計、管理運営計画の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本・実施設計及び管理運営計画の策定等、移転・整備に向けた取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営手法等の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく管理・運営の考え方の策定</li> <li>・管理・運営の考え方に基づく取組の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>						事業推進
<b>社会教育関係団体等への支援・連携事業</b>							
生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施</li> </ul> </li> </ul>	継続実施					

## 基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画\*」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と縁の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

### ○ 現状と課題 ○

市内の指定・登録文化財\*は令和2（2020）年度末時点で167件となっています【図表18】。また、指定・登録はされていないものの、地域で守られ、伝えられてきた文化財も数多く存在しており、「川崎市地域文化財顕彰制度」のしくみも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。

本市初の国史跡となった橘樹官衙遺跡群（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕・影向寺遺跡）については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力・価値を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。

本市では、平成28（2016）年度に文化財ボランティア\*登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。さらに、平成28（2016）年度から30（2018）年度にかけて第2期文化財ボランティア養成講座を実施し、新たに登録ボランティアとなる人材を育成してきました。今後も市民ボランティアの育成に努めるとともに、こうした地域人材と協働して文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めが必要です。そのためには、多様な担い手による自主的な文化財保護・活用に対する支援や子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、無形民俗文化財\*の保持団体等の活動に大きな影響が出ていることから、ウィズコロナでの活動を支援する必要があります。

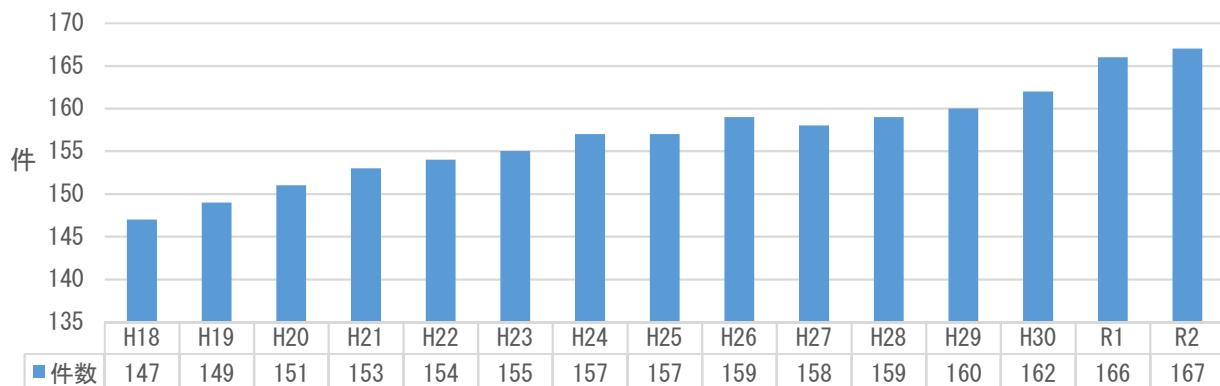
こうした文化財を通じたまちづくりを推進すること等を定めた「川崎市文化財保護活用計画」は、令和5（2023）年度で計画期間が終了するため、新たな保存活用計

画を策定し、川崎のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした調査研究、展示、教育普及等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会のなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供や広報を行うとともに、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に活かし、効果的な魅力発信に取り組みます。また、海外からの観光客にも対応した展示・普及活動の充実及び施設のサービスや利便性の向上を図る必要があります。

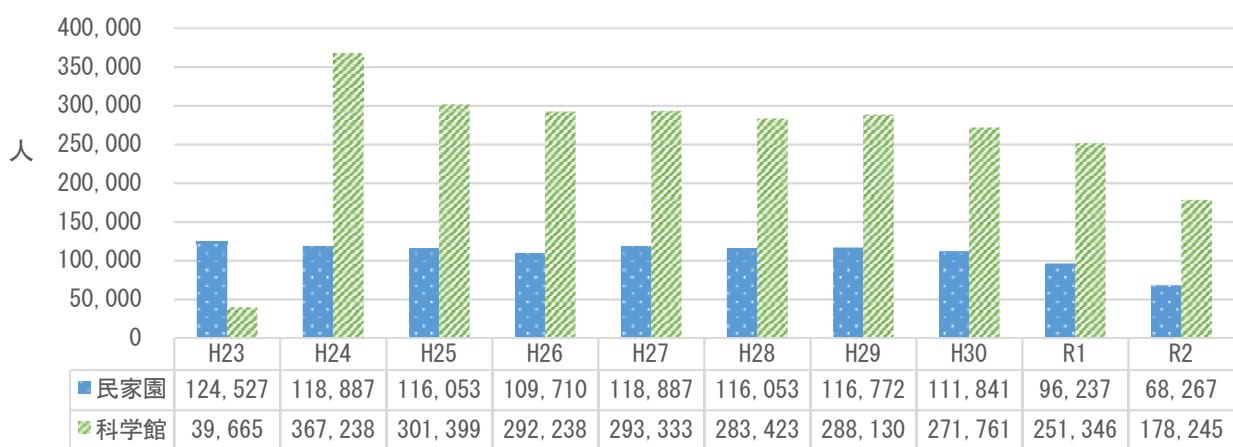
また、令和3（2021）年度に開館50周年を迎えたかわさき宙と緑の科学館では、最新のプラネタリウムであり、科学館のために新規開発された次世代型の特別仕様であるMEGASTAR-Ⅲ FUSION\*の新番組を作成する等、魅力向上に向けた取組を行っていきます。

図表18 市内の指定・登録文化財の件数（国・県・市）



資料：川崎市教育委員会調べ

図表19 日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の年間入園（館）者数



資料：川崎市教育委員会調べ

## ○ 政策目標 ○

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

## ○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	326 件 (R2)	180 件 以上	470 件
文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	7 日 (R1)	20 日 以上	25 日 以上
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	374 人 (R2)	350 人 以上	400 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園（館）者数	日本民家園の年間入園者数（入園料一般 500 円、中学生以下・市内 65 歳以上無料）及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数（入館料無料） 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 68,267 人 科学館 178,245 人 (R2)	民家園 138,000 人 科学館 291,000 人	民家園 138,000 人 科学館 291,000 人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園（館）者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園（館）者の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	民家園 94.0% 科学館 87.6% (R2)	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上	民家園 97.0% 科学館 90.0% 以上

## 施策 1. 文化財の保護・活用の推進

---

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- ・「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- ・現在の「川崎市文化財保護活用計画」は、平成 26(2014)年度から令和 5(2023)年度までを計画期間としていることから、今後、文化財保護法に基づく新たな計画である「(仮称) 川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。
- ・文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、ウィズコロナにおいて文化財ボランティアや無形民俗文化財の保持団体等が安全に活動できるよう情報提供や活動の支援を行います。さらに、文化財について、多くの市民に知りたいだけるよう、SNS などを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- ・市内の学校に対して出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- ・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」及び「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。



コラム

## 【橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業】

高津区千年から宮前区野川本町3丁目にかけての丘陵上に所在する史跡橋樹官衙遺跡群は、「古代地方官衙の変遷を明らかにする上で重要な遺跡である」と評価され、平成27(2015)年3月10日に本市初の国史跡に指定されました。

本市では、橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、平成29(2017)年度に「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」、平成30(2018)年度に「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定しました。

これらの計画に基づき、市民の方々がより遺跡群に理解や愛着を深めることができるように、今後も史跡の適切な保存管理・整備・活用を推進していきます。

今後も、遺跡群の価値や郷土の歴史を知る場を提供するとともに、史跡公園という枠を超えて、市民の方々が広く参加できるさまざまなイベント等を開催する場や訪れて癒される場として、多くの市民の方々に親しまれ、憩いとなる公園として整備・活用していきます。



史跡整備全体鳥瞰図

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度	年度以降
<b>文化財保護・活用事業</b>  市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「文化財保護活用計画」等に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護活用計画」に基づく調査・保護・活用事業の実施</li> <li>・「文化財保護活用計画」の総括と「（仮称）文化財保存活用地域計画」策定に向けた課題整理</li> <li>・（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画」の策定</li> <li>・「（仮称）文化財保存活用地域計画」に基づく取組の推進</li> </ul> </li> </ul>	事業推進					
<b>橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業</b>  古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橋樹郡家跡と影向寺遺跡）の保存整備・活用・調査研究を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定文化財の保存修理等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理等実施 繼続実施</li> </ul> </li> <li>●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護・活用事業へのボランティアの参加 繼続実施</li> </ul> </li> <li>●埋蔵文化財の発掘調査等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施 繼続実施</li> </ul> </li> </ul>	事業推進					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく保存管理・活用の実施</li> <li>・保存管理の実施と史跡指定地の公有地化の推進 繼続実施</li> <li>・橋樹官衙遺跡群活用事業の実施</li> <li>R2事業への参加者 数：374人</li> <li>・活用事業の実施</li> </ul> </li> <li>●市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全・維持管理 の実施 繼續実施</li> </ul> </li> <li>●「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本・実施設計</li> <li>・史跡整備第1期</li> <li>・第1期を踏まえた市政整備の検討及び検討結果に基づく取組の推進</li> <li>・検討結果を踏まえた取組の推進</li> </ul> </li> <li>●橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査及び研究 繼續実施</li> </ul> </li> </ul>	事業推進					

## 施策2. 博物館の魅力向上

---

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- ・日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- ・かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の3分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、感染症等の影響を踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会のなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワークづくり等を図ります。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」(平成28(2016)年2月)にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。
- ・日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、「第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)」(平成31(2019)年3月)にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用した

まちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係局との連携を図っていきます。

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降	
<b>日本民家園管理運営事業</b>  国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●江戸時代の古民家の野外展示 R2利用人数： 68,267人</li> <li>●伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等、教育普及事業の実施 ・企画展示及び事業実施 ・国内外に向けた広報活動の強化</li> <li>●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・国内外に向けた広報活動の強化</li> <li>●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ・文化財建造物の維持管理 ・維持管理の実施 ・古民家耐震補強工事の実施 ・工事の実施 ・園内の環境整備 ・整備の実施 ・資料の整理・調査研究 ・整理・調査の実施</li> <li>●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施</li> <li>●「（仮称）川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定 ・方針策定に向けた調査の実施 ・方針策定に向けた準備・調整</li> <li>●計画的な施設の補修等の推進（文化財建造物を除く） ・補修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古民家の野外展示</li> <li>・企画展示及び事業実施</li> <li>・国内外に向けた広報活動の強化</li> <li>・古民家耐震補強工事の実施</li> <li>・工事の実施</li> <li>・整備の実施</li> <li>・資料の整理・調査研究</li> <li>・整理・調査の実施</li> <li>・連携事業の実施</li> <li>・方針に基づく事業推進</li> <li>・方針に基づく事業推進</li> <li>・計画的施設の補修等の推進</li> </ul>					事業推進
<b>青少年科学館管理運営事業</b>  自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく事業推進</li> <li>●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 R2利用者数： 178,245人</li> <li>●自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の実施</li> <li>●プラネタリウム「MEGASTAR-III FUSION」を活用した天文知識の普及啓発の実施 ・プラネタリウムを活用した事業の実施</li> <li>●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・天文サポーター研修会等の実施等によるボランティアの育成や団体支援</li> <li>●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施</li> <li>●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の策定</li> <li>・資料展示</li> <li>・計画に基づく事業推進</li> <li>・FUSION新番組の作成</li> <li>・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援</li> <li>・連携事業の充実</li> <li>・FUSION新番組完成</li> </ul>					事業推進



## 第4章

# 進捗管理の考え方

教育プランの基本理念及び基本目標など今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

教育プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画(PLAN)－実行(DO)－評価(CHECK)－見直し(ACTION)」のいわゆるPDCAサイクルを確立していきます。また、エビデンスに基づいた教育施策(EBPM<sup>\*</sup>)を立案し、取組を推進していくことで、実効性のあるPDCAサイクルを確立していきます。

PDCAサイクルの運用に当たっては、教育プランの中で基本政策ごとに設定した目標の到達度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行っていきます。評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

また、計画の推進には、学校・家庭・地域などの多様な主体との連携・協働が必要であり、目標や事業計画が計画期間内でどこまで達成できたのかを関係者に分かりやすく伝える必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民の皆様に公表していきます。



## 第5章 資料編

### 1 語句説明一覧表

語句	説明	掲載ページ
あ		
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」の3つの要素からなる力と学習指導要領により定められている。	7, 22, 30, 33
一時的余裕教室	現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の通学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることが見込まれる教室。 (文部科学省「余裕教室活用状況実態調査」より)	71
医療的ケア	一般的には、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指し、医師・看護師及び本人・保護者のみが実施できる。	51, 56, 59
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条より、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみのこと。	56
ウェルビーイング（well-being）	OECDの国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き(functioning)と潜在能力(capabilities)である」と定義している。心身の「良好な状態」や「健やかさ」「幸福度」という言葉で翻訳されることが多い。	24
英語教育推進リーダー	本市の英語教育の推進における中心的な役割果たす教員。平成26(2014)年度から5年間、文部科学省が実施した中央研修を受講し、認定された教員。	7, 36
か		
外国語指導助手（ALT）	小・中・高等学校で日本人教師の助手として外国語を教える、英語を母語とする外国人講師のこと。ALTとはAssistant Language Teacherの略。	7, 36, 79
「輝け☆明日の先生」	本市の教員をめざす社会人・学生などに向けた教師塾。	83
学習指導要領	全国的に一定の教育的水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、学校教育法等に基づき国が定めている教育課程を編成する際の基準。	7, 13, 16, 17, 18, 30, 31, 35, 39, 44, 73, 74
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	保護者や地域住民などが学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むために、学校運営及び学校運営支援について協議するしくみ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5に努力義務として規定。	18, 73, 80, 81

語句	説明	掲載ページ
か		
学校給食費の公会計化	学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる制度であり、本市では令和3（2021）年4月から実施している。	10, 43, 76
学校司書	学校図書館法の一部改正（平成27（2015）年4月1日施行）により、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事すると規定された職員のこと。	7, 37, 38, 39
学校施設長期保全計画	学校施設について、築45年程度で改築を行ってきた手法に替えて、校舎・体育館の目標耐用年数を80年に設定し、改修により長寿命化と質的改善を推進することで、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的とした計画（平成26（2014）年3月策定）。	10, 23, 63, 65, 68, 70
学校巡回カウンセラー	小学校には定期巡回訪問、特別支援学校には要請訪問を行い、児童生徒・保護者の相談を担当するスクールカウンセラーの呼称。	52, 60
学校評価	学校が、保護者や地域住民等から理解と参画を得ながら、PDCAサイクルを確立する中で、学校づくりを進めるしきみ。学校教育法第42条に努力義務として規定。	80, 81
学校防災教育研究推進校	学校の防災力や児童生徒の防災意識の向上を図るために、学校防災に関する実践的な指導方法の研究、効果検証を行うことを目的に川崎市教育委員会から指定された学校の呼称。	9, 66, 67
家庭教育推進連絡会	家庭教育推進事業の円滑な遂行を図ることを目的とする会議。川崎市家庭教育推進連絡会要綱（平成9（1997）年制定）により設置。	87
カリキュラム・マネジメント	生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。 【中学校学習指導要領（平成29（2017）年告示）解説 総則編 平成29（2017）年7月】 (小学校学習指導要領では、「生徒」が「児童」と示されている。)	16, 28, 29, 30, 34, 50
かわさき共生＊共育プログラム	本市が実施している参加型体験学習。体験を通して、「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりすることで、自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキル（社会性）を育てるプログラム。	28, 52, 56, 60
川崎市いじめ防止基本方針	平成26（2014）年5月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。いじめ防止対策推進法（平成25（2013）制定）第12条に策定について努力義務として規定。	52, 56
川崎市学習状況調査	小学校5年生・中学校2年生を対象にした学力・学習調査。教科に関する調査（小学校5年生：国語・算数、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語）及び学習や生活に関するアンケート調査を実施している。	7, 30
川崎市子どもの権利に関する条例	平成元（1989）年国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、平成12（2000）年に全国に先駆け制定された条例。	38, 40, 90

語句	説明	掲載ページ
か		
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元（2019）年12月に制定された条例。	7, 38, 40
川崎市地域教育ネットワーク推進会議	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域教育会議（地域学校協働本部）を一体的に推進し、地域と学校の協働体制を構築するための施策や必要な事業の実施に向けて連絡調整を行う会議。	88, 90
川崎市地域文化財顕彰制度	市内に所在する文化財のうち、市・県・国の文化財に指定・登録等されていない文化財で概ね50年を経たものを幅広く顕彰・記録していく制度のこと。	11, 100, 102, 103
川崎市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で本市の防災対策の骨格（基本計画）となるもの。	63, 68
川崎市文化財保護活用計画	地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めていくため、市内の文化財の保護・活用に関する総合的な計画。平成26（2014）年3月策定。	100, 102, 103
かわさきスポーツパートナー	スポーツの推進及び市のイメージアップを図ることを目的として、本市をホームタウンとして活躍するトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定。令和3（2021）年度現在、川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）、川崎フロンターレ（サッカー）など6チームが認定されている。	41
かわさきパラムーブメント	東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざして、すべての人が活躍できる社会を構築するために市と市民と一緒に取り組む運動のこと。	29, 31
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、牛乳及びおかずである給食をいう。（一部 文部科学省「学校給食法施行規則」引用）	7, 8, 31
キャリア・パスポート	児童生徒自身が自己の変容や成長を、見通しをもったり、振り返ったりしながら記録・蓄積し、小学校入学から高校卒業まで引き継いでいく教材。新しい学習指導要領の特別活動において、「活動を記録し蓄積する教材を活用すること」とされ、文部科学省において「キャリア・パスポート」の例示がされている。	28, 29
キャリア発達	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23（2011）年1月）より）	25, 28
教育活動センター	学生や教員OBなどをサポートとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う人材。	36
教員育成指標	教員としての資質・能力を示し、それぞれの教員がその職責、経験等に応じて、自らの目標を定め、自ら学び続けるための目安とする目的で策定したもの。教育公務員特例法 第22条の3において任命権者が定めるものと規定。	82

語句	説明	掲載ページ
か		
教職員事務支援員	学習プリントの印刷や教材作成の補助など、各学校の実情に応じて教員の事務の負担軽減となるような業務を担う職員。文部科学省補助事業のスクール・サポート・スタッフにおける本市での呼称。	10, 76, 79
協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、さまざまな社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。(令和3(2021)年 中教審答申教育課程部会における審議のまとめより)	24, 31, 34, 44, 48, 71, 82
居住地校交流	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校において交流及び共同学習を行うこと。新しい学習指導要領 総則において実施が求められている。	51, 56
キラキラタイム	子どもたちの体力向上や運動の習慣化を目的とし、休み時間等を活用して手頃な運動や運動遊びに親しむ時間。	42
勤務実態調査	教職員の勤務時間等の実態及び勤務状況に関する意識を把握するための調査。平成29(2017)年度に実施。国では、平成28(2016)年度に教員勤務実態調査を実施。	16, 79
クラウド・バイ・デフォルト	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）」にて「クラウド・バイ・デフォルト原則」として提示された、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとする考え方。	45
健康給食	学校給食のめざす姿として定めたコンセプト。①とにかく「美味しい」②自然と「健康」になる③みんなが「大好きな」学校給食。	7, 8, 43
県費負担教職員の市費移管	平成25(2013)年12月に閣議決定された「事務権限の委譲等に関する見直し方針について」に基づく第4次一括法の制定により、教職員の給与等の負担や、学級編制基準、教職員定数の決定など県費負担教職員制度に係る包括的な権限が道府県から政令指定都市へ平成29(2017)年度から移譲されたこと。	73
効果測定（かわさき共生＊共育プログラム）	「かわさき共生＊共育プログラム」の効果を検証するために川崎市が開発したアンケート調査。結果から、子どもたちの社会性や学校生活の満足度、学級に対する感じ方、考え方が確認できる。	60
校務支援システム	平成26(2014)年4月から導入しているメール、掲示板、行事予定などのグループウェア機能と、出席簿や通信票、指導要録などの校務処理機能がある教職員が使用するシステム。 なお、高等学校においては、校務支援システムと同様の機能を有する「学校支援システム」を使用している。	44, 45, 47
公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針	公立義務教育諸学校等施設の整備を推進するために、施設整備の目標や施設整備に関する重要事項について文部科学省が定めたもの。概ね5年を目途に見直しが行われるもので、近年では令和3(2021)年4月に改正され、バリアフリー化の計画的な推進や衛生環境の改善、少人数学級の実施を踏まえた教室数不足の解消を図る整備などが明記された。	63
国際教室	日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校に設置している学級。一人ひとりの状況に応じて個別または少人数指導を行っている。	52, 61,

語句	説明	掲載ページ
か		
子ども会議	「川崎市子どもの権利に関する条例」の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51中学校区の子ども会議がある。子どもたちから出された意見は、提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出する会議もある。	88, 90
個別最適な学び	学習者視点から、「指導の個別化」（教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど）と「学習の個性化」（教師が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること）を整理した概念のこと。 これを教師視点から整理したもののが「個に応じた指導」である。	24, 31, 34, 44, 48, 71, 82
個別の指導計画 (サポートノート)	幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。	55, 59
さ		
在県外国人等特別募集	外国につながりのある生徒の学びの機会の充実のため、高等学校入学者選抜において、入国後の在留期間が一定の期間内の生徒などを対象にした特別募集。	49, 50
支援教育	本市において、共生社会の実現を推進するための教育の在り方のこと。発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援はこれまで同様に充実させつつ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行う。	22, 45, 55, 56, 59
指定・登録文化財	市内に所在する文化財のうち、市・県・国の文化財に指定・登録等されている特に重要なもの。	100, 101
自動車文庫	図書館施設から遠い場所などに、専用車に本を積んで出かけ、図書の貸し出しなどを行うサービス。 本市においては宮前図書館に、約3,000冊の本を積んだ「たばな号」を配備し21のポイントを巡回してサービスを提供している。	94, 96
就学援助	学校教育法第19条の趣旨に沿って、経済的に就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。就学援助費の種類には、学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などがある。	57, 62
就学援助システム	就学援助制度における就学援助費の認定及び支給等に関する情報を管理するシステム。市税システム、就学事務システム等と連携することで、就学援助の認定に必要な情報を取得し、認定事務の効率化を図るもの。	62
障害者就業員	学校において、印刷や仕分け等教職員事務支援員と同様の業務を行う会計年度任用職員。障害者が無理なく活躍できる環境を創出する障害者雇用推進施策であると同時に、教職員の事務的業務負担の軽減に貢献している。	10, 79

語句	説明	掲載ページ
さ		
小学校英語強化非常勤講師（ERT）	小学校において、学級担任が実施する外国語の授業を支援。授業づくりの指導・助言を行う。ERTとはElementary English Reinforcement Teacher の略。	36
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。小学校及び中学校の学習指導要領（平成29（2017）年告示）、高等学校学習指導要領（平成30（2018）年告示）の中では「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられている。	17, 44, 45, 46, 48
市立高等学校改革推進計画	社会状況等の変化に柔軟に応えるとともに、市立高等学校の充実・発展をめざし、「生徒の可能性を伸ばすための教育内容や教育方法の充実」等について、その基本的な考え方や具体的な取組内容を記載した計画。（令和元（2019）年度に第2次計画を策定）	49, 50
スクールガード・リーダー	学校の巡回指導や、学校の防犯対策に関する指導・助言、子どもの上下校時等の見守り活動等を行うスクールガード（学校安全ボランティア）の指導育成などを行う、警察官OBなどの防犯の専門家。	9, 65, 66, 67
スクールカウンセラー	臨床心理に関して専門的な知識及び経験・資格を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門職。	52, 56, 60
スクールソーシャルワーカー	いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例に対して、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行い、関係機関等と連携して支援を行う社会福祉士などの資格を持つ専門職。	52, 56, 60
スクールヘルスリーダー	学校内での研修や個別の対応が求められる子どもへの対応等について指導・助言を行い、現代的健康課題に適切に対応できるよう養護教諭の育成及び支援を行う、経験豊かな退職養護教諭等の学校保健の専門職。	42
スタディ・ログ	学習履歴、学習評価、学習到達度のこと。	31, 34, 44, 48
全国学力・学習状況調査	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学）及び学習や生活に関する意識調査、学校による教育活動についての調査される予定。3年ごとに小・中学校の理科、中学校の英語の教科調査も実施している。	6, 25, 30, 35
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、スポーツ庁が全国の小学校5年生、中学校2年生全員を対象と行っている調査。	33
総括学校司書	学校を訪問し、図書の選定・整理、図書館の環境整備、学校図書館ボランティアの育成のための研修会の開催など、図書館ボランティアや図書委員会への指導助言を行う職員。	39
蔵書構築	図書館における蔵書の収集、保存、除籍等のプロセスについて計画的・体系的に考え方を整理したもの。	94, 96

語句	説明	掲載ページ
た		
橋樹官衙（かんが）遺跡群	古代の武蔵国橋樹郡の役所跡である「橋樹郡家（たしばなぐうけ）跡」（高津区千年）と、隣接する郡寺跡である「影向寺（ようごうじ）遺跡」（宮前区野川）から構成されている遺跡。	11, 23, 100, 102, 103, 104, 105
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」	本市が令和2（2020）年11月に策定した脱炭素社会の実現に向けた戦略で、環境先進都市として、脱炭素社会の実現に向けた戦略を示し、気候変動への対応を先導する具体的な取組を実践するために策定したもの。	14, 68
地域学校協働本部	多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制。平成27（2015）年の中央教育審議会答申で提言されたもので、本市では、地域教育会議の活動がその機能を果たしてきた流れを踏まえ、中学校区地域教育会議を「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけている。	84, 88
地域教育会議	学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織。「教育を語るつどい」「子ども会議」等の活動を行っている。51中学校区及び7行政区に設置。	84, 86, 88, 90
地域教育コーディネーター	地域と学校の橋渡しの役割を担うコーディネーター。中学校区地域教育会議において、地域と学校の連携・協働や地域における教育活動の推進に向けた活動を行う。国が示す「地域学校協働活動推進員」にあたる。	84, 88, 90
地域交通安全員	児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導をする会計年度任用職員	9, 65, 66, 67
中核英語教員（CET）	各学校における外国語教育推進リーダーで、カリキュラムの作成、ALT、ERTと連携等を行い、英語教育を推進する。CETとはCore English Teacherの略。	36
中核的理科教員（CST）	横浜国立大学の中核的理科教員養成プログラムを修了した小・中学校教員。CSTとは、Core Science Teacherの略	36
中高一貫教育	従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現をめざすものとして、学校教育法等の一部改正により、平成11（1999）年4月より選択的に導入することが可能となった制度	49, 50
直結給水化	平成29（2017）年度から上下水道局との共同事業として実施。受水槽を経由せず、配水管から直接蛇口まで水が届くため、より新鮮で冷たくおいしい水の提供が可能となる。	68
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。言語小学校7教室、情緒等小学校7教室・中学校3教室、難聴1教室（聾学校内に設置し、対象は小・中学生）を設置。学校教育法施行規則第140条に規定。	56, 59
デジタル教科書	学校教育法上の学習者用デジタル教科書を指す。児童生徒の学びの充実を図る観点から、デジタル教科書について、文部科学省を中心に検討が進められている。	48

語句	説明	掲載ページ
た		
特別支援学校の設置義務者	学校教育法第80条により「都道府県は、(略)必要な特別支援学校を設置しなければならない」と明記されている。	56
特別支援教育サポーター	市立学校において教員の補佐として配置され、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行う人材。	59
特別支援教育推進計画	本市の特別支援教育の方向性を示すもの。第1期は平成17(2005)年度から平成26(2014)年度、第2期は平成27(2015)年度から概ね10年間を対象期間とする。	56, 59
特別選考区分	多様かつ優秀な人材を確保するため、正規教員経験者や社会人経験者、高度な英語力を持つ者、障害のある方等が受験しやすくなるように設けている選考の区分。	82
は		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法より）	9, 51, 55, 56
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。令和3(2021)年4月に改正法及び施行令が施行された。改正された施行令では、従来から規定されている特別支援学校に加え、新たに公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程のものに限る）で公立のもの）が追加された。	63
非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。このほか、窓・ガラスや照明器具、設備機器等を含む（文部科学省 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックより）。	68, 70
部活動指導員	中学校、高等学校において、校長の監督下で部活動顧問に代わり、部活動の技術的指導や大会への引率を行うことができる会計年度任用職員。担当教諭等と連携を図りながら、日常的に指導内容や生徒の様子の情報交換、事故発生時の対応等にあたる。平成29(2017)年に学校教育法施行規則 第78条の2に規定。	10, 76, 79
不登校特例校	不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（文部科学大臣が学校教育法施行規則第56条に基づいて指定）。	57, 61
フリースクール	一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。	52, 57
プレスクール	外国につながる児童と保護者を対象に、日本の小学校に就学する不安を解消し、学校の仕組みや入学準備等への理解を深めることを目的として令和元(2019)年度から実施。入学初期に必要な日本語や学校生活の決まりごとをはじめ、学校の1日の流れや行事、入学までに用意しておくもの等を伝えている。	61

語句	説明	掲載ページ
は		
文化財ボランティア	文化財ボランティア養成講座修了生により構成される登録ボランティア。文化財普及活用事業のサポートや養成講座受講生の指導を実施している。	100, 102, 103, 105
返却ボックス	市立図書館で借りた図書資料を図書館施設以外で返却できるようにするために、市内の公共施設や駅に設置。現在、鹿島田駅改札前をはじめ、市内8か所に設置。	94, 96
ま		
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習（正月、盆、七夕など）、民俗芸能（獅子舞、神楽など）、民俗技術（醤油づくりなど）といった人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。	100, 103
メンタルフレンド	ゆうゆう広場の諸活動において、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を援助するため、ボランティア活動として配置した、教育や心理に関心のある大学生や大学院生のこと。	61
や		
夜間学級	川崎市在住在勤で、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、義務教育を修了していない外国につながりのある人等の教育を受ける機会を保障する役割を果たす。西中原中学校に設置。平成28（2016）年12月公布「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」第14条に規定。	57, 61
ゆうゆう広場	教育委員会が、学校以外の場所において、小集団による体験活動・学習活動等を通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援する施設として設置。	57, 61
夢教育21推進事業	各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを推進する事業。	80, 81
要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るために「子どもを守る地域ネットワーク」のこと。	81

語句	説明	掲載ページ
A～Z		
EBPM	EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・マイキング。証拠に基づく政策立案）は、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのでなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることであり、国が推進する考え方。 (内閣府 HP より)	108
GSL	GIGA スクール構想推進教師の略称。小中各校に設置している GIGA スクール構想の推進を担う教師を指す。	48
IoT	Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。	15, 24
SDGs 未来都市	SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として国から選定されるもの。	15
MEGASTAR-Ⅲ FUSION	かわさき宙と緑の科学館に設置しているプラネタリウム投影機。肉眼では見えない星までを忠実に再現することができる光学式プラネタリウムと、様々な映像や空間表現を可能にするデジタルプラネタリウムの技術を融合(Fusion)させることで、世界最高水準の美しく精緻な星空をリアルに投影することができる。	101, 107

## 2 川崎市教育改革推進会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項  
について推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 市の教育改革等の在り方等に関すること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況に関すること。
- (3) かわさき教育プランの策定に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、市民、本市の教職員代表のうちから、教育委員会が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は、特別の事項について意見を聴取するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、特別の事項に関する意見の聴取が終了したときは、退任するものとする。

### (推進会議の招集)

第4条 推進会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

### (進行)

第5条 委員からの意見聴取を効果的に行うため、推進会議の進行は教育委員会が指名する委員が行う。

### (関係者の出席)

第6条 教育委員会が必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 川崎市教育改革推進会議委員名簿

#### ■令和3（2021）年度川崎市教育改革推進会議 委員

		氏名	現職等
学識経験者	1	藤原 文雄	国立教育政策研究所初等中等教育研究部部長
	2	内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科准教授
	3	高橋 純	東京学芸大学教育学部教育学講座学校教育学分野准教授
	4	倉持 伸江	東京学芸大学教育学部教育学講座生涯教育分野准教授
市民代表	5	山田 洋志	公募委員
	6	野村 浩子	公募委員
	7	宮越 隆夫	川崎市地域教育会議行政区議長会会长
	8	館 勇紀	川崎市P T A連絡協議会会长
教職員代表	9	松岡 広記	小学校長会代表
	10	篠崎 敏行	中学校長会代表
	11	岩木 正志	高等学校長会代表
	12	増田 亨	特別支援学校長会代表
	13	嶋田 和明	川崎市教職員組合執行委員長



# Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第3期実施計画（2022～2025）

（案）

令和4（2022）年2月

編 集 川崎市教育委員会事務局教育政策室

川崎市川崎区宮本町6番地

電 話 044-200-3244

F A X 044-200-3950

E メール 88seisaku@city.kawasaki.jp